

会社・商店・飲食店などから出るごみの出し方

事業活動により発生するごみは、事業系一般廃棄物と呼ばれ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者自らの責任で処理することが義務づけられていますので、次の収集方法にてお出してください。

1 収集運搬許可業者に依頼する

収集方法	秩父広域市町村圏組合の許可を受けている業者と相談して決めてください。
料 金	業者の料金体系により異なります。

2 秩父広域市町村圏組合に収集を依頼する（特別収集）

収集方法	事業所に直接収集に伺います。（家庭用の収集場所には出せません） 事業系専用の指定袋を使用してください。 可燃ごみは週2回、不燃ごみは月2回収集します。資源ごみは収集しません。
料 金	可燃ごみ、不燃ごみ別に月額3,000円（1口）の手数料のほか、事業専用指定ごみ袋（10枚入り1,100円）を使用してください。

3 秩父広域市町村圏組合の施設に直接持ち込む

期 間	平日午前9時～正午 午後1時～4時
料 金	40kgまで600円です。（40kgを超えたときは、10kgごとに150円を加えた額）

※持込めるもの、大きさ、重量等に制限がありますので、不明な点は事前にお問い合わせください。

可燃ごみ：秩父クリーンセンター ☎24・8050

不燃ごみ：秩父環境衛生センター ☎23・8921

問合せ 町民課 環境衛生担当 ☎66・3111 内線126

住宅リフォーム資金助成制度

長瀬町では、町内産業の活性化及び町民の居住環境の向上を図るため、住宅リフォームに係る費用の一部を助成します。

主な助成の条件

- ・町内に事業所を有する業者による工事
- ・申請時に未着工
- ・工事費が20万円以上（税別）

助成金額 ・工事費の5%（千円未満切捨て・上限額5万円）

受付期間等 ・5月15日(月) 午前8時30分から

長瀬町役場2階・産業観光課まで

※ただし、助成額が予定金額に達した場合、受付を終了します。

問合せ 産業観光課 産業観光担当 ☎66・3111 内線233

